

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針講習会（WEB講習）開催のご案内 【全構造編】

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には（一財）日本建築防災協会より技術者証（有料・カード式）が発行され、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用します。

※技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

※建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

平成28年度に講習を受講し、技術者証を申請した方は令和4年3月末が有効期間満了となります。技術者証および技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。

※このご案内は「山口県建築士事務所協会」がWeb講習の申込手続きをする内容ですが、他に日本建築防災協会に直接申し込みする方法もあります。

1. 受講期間：令和3年11月22日（月）～12月20日（月）

受講申込期間：令和3年10月19日（火）～11月26日（金）

※会場講習は令和4年1月20日（木）に開催します。（会員向けの受講料の設定をしています。）

詳しくは当協会のホームページをご覧ください。<http://www.y-jimukyo.com/>

2. プログラム

講義	講師	時間
被災度区分判定の考え方	前田匡樹（東北大学大学院教授）	20分
木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（別冊資料を含む）	河合直人（工学院大学教授）他	90分
鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（別冊資料を含む）	前田匡樹（東北大学大学院教授）他	90分
鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（別冊資料を含む）	吉敷祥一（東京工業大学教授）	90分

3. テキストおよびテキスト代（税込・送料込／お申し込み後、（一財）日本建築防災協会から発送します）

①【必須】別冊資料（全構造編） 4,000円

②【任意】『2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針』（3冊分）

7,920円 ※すでにお持ちの方は購入の必要はありません。講習時にお手元にご用意ください。

4. 受講料 8,150円（税込）

申込区分	申込内容	金額(税込)
A	受講料+テキスト①+テキスト②+技術者証	21,170円
B	受講料+テキスト①+テキスト②	20,070円
C	受講料+テキスト① + 技術者証	13,250円
D	受講料+テキスト①	12,150円

5. 受講対象者

建築士事務所に所属する一級・二級・木造建築士、建築および防災関係の行政職員

6. 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証（カード式）の発行

本講習を受講修了された建築士で希望者には、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」（カード式）（有効期間5年・令和9年3月31日まで）発行し、「技術者名簿」に掲載します。希望者は、「技術者証申込書（別紙1）」、写真1枚（6ヶ月以内に撮影、幅25mm・高さ35mm）と発行手数料（実費）として1,100円（税込）が別途必要になりますので、本講習申込時に併せてお申込みください。

技術者証は、受講期間修了後2ヶ月程で（一財）日本建築防災協会から送付します。

7. 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿の掲載

技術者証の発行希望者を有する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」（以下、「復旧技術事務所名簿」）の掲載を申し込むことができます。この技術事務所名簿は、（一財）日本建築防災協会ホームページ上で公開し、本会（山口県建築士事務所協会協会）から山口県に送付します。都道府県等が地震被災後の被災者の住宅・建築物相談および建築物の被災度区分判定を実施する際に活用されます。希望事務所は、「技術事務所名簿掲載申込書（別紙2）」が必要になりますので、本講習申込時に併せてお申込みください。なお、掲載料は不要です。

※復旧技術事務所名簿の掲載申込は、技術者証発行者が対象となります。

8. WEB講習の受講に必要な環境 （申込前に必ずご確認ください）

①通信環境：YouTubeを標準画質で快適に視聴できること

②視聴環境（ブラウザ等は最新版とします）：

PCのOS：Windows8.1または10、MacOSX（バージョン10.0以降推奨）

ブラウザ：Edge、Firefox、GoogleChrome、Safari

※InternetExplorer11はしばしば不具合が発生するため、推奨しません。

スマートフォンのOS・ブラウザ：iOS10.0以降・Safari、Android5.0以降・Chrome

(参考) 通信環境等の具体的スペック等を確認できる場合は、下記を参考にしてください。

- ・回線速度下り：512kbps 以上、上り：256kbps 以上
- ・CPU：Celeron1GHz 以上、CoreDuo1.66GHz 以上、これらと同等以上の CPU

9. 申込方法および受講までの流れ

①申込方法

「8」の視聴環境の確認を行い、別紙「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。また、「4」の希望される申込区分の受講料等を下記口座に振り込みをされ、その振込控えの写しを添えてメール、FAX、郵送にてお送りください。(振込手数料は各自ご負担願います。)

※受講申込書(Excel)の様式はホームページよりダウンロードできます。(http://www.y-jimukyo.com/)

【振込先】 ゆうちょ銀行 01560-4-5845 口座名義(一社)山口県建築士事務所協会
山口銀行 県庁内支店 普通 No.64792 口座名義(一社)山口県建築士事務所協会

※CPD 単位付与希望の方

- ・建築士の方は、「建築士番号欄」に、建築士登録番号を記入してください。
- ・その他の方 (JIA、建築設備士関係団体、APEC エンジニア・アーキテクト、建築・設備施工管理 CPD または建築技術教育普及センターのいずれかの CPD 制度に参加されている方) は、「CPD 番号欄」に登録番号を記入してください。

②講義動画の視聴

お申しいただいた E-mail アドレスに受講サイトの URL・ログイン ID その他必要事項が記載されたメールを送信いたしますので、その指示に従ってログインを行い、必ず上記受講期間中に講習動画を視聴してください。メールは「fu_ji@kenchiku-bosai.or.jp」より送付されます。迷惑メール対策等がされている場合、受信が可能な設定に変更してください。(※万一上記の期間内にメールが届かなかった場合は、下記の間合せ先までお知らせいただくようお願いいたします。)

※1：途中で視聴を停止した場合は、次回アクセス時には、前回停止した箇所からの視聴となります。

※2：同じ科目を繰り返し視聴していただくことができます。また、巻き戻しでの視聴もできます。

※3：受講(配信)期間の延長はございませんので、受講期間内に余裕を持ってログインし、ご受講されるようお勧めいたします。

ご登録いただいた個人情報は、本講習実施に関する情報提供のために使用し、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。

10. 共催：(一社) 山口県建築士事務所協会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、(一財) 日本建築防災協会
後援：(公社) 日本建築士会連合会、(公社) 日本建築家協会

お問い合わせ先

【動画視聴について】 (一財) 日本建築防災協会 被災度区分判定講習係 (TEL：03-5512-6451)

【申込先、受付について】 (一社) 山口県建築士事務所協会

〒753-0072 山口市大手町3番8号 山口県建築士会館内

TEL：083-925-6701 FAX：083-925-6963

E-mail：aak34230@pop21.odn.ne.jp